

# 資料1

## (仮称)「空き地の適切な管理に関する条例」(案)の概要について

- 本市では、地域の環境課題について、法令及び県条例（以下「法令等」という。）に基づき対応するとともに、既存の法令等では対応が困難な課題に対しては、米子市環境基本条例の基本理念を踏まえた、実効性のある個別条例の制定により対応を行っている。
- 近年、管理不全の土地に対する相談・苦情が増加しており、現状の法令等では行政としての対応に限界があることから、市民の安全かつ安心な生活環境を確保するため、新規条例制定等により、空き地の適切な管理に向けた対策を行う。

- ①空き地の適切な管理に関する条例の制定
- ②適切な土地管理の促進対策の実施

### 1 本市の基本的な考え方

近年、環境問題を巡る社会情勢は大きく変化するとともに多様化しており、これらに対応するため、国は、適宜、関係法令の制定及び改正を行い、県においても同様である。

本市では、地域の環境課題について、法令等に基づき対応するとともに、既存の法令等では対応が困難な課題に対しては、米子市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）の基本理念を踏まえた、実効性のある個別条例を制定し対応を行っている。

今後とも、既存の法令等では対応が困難な地域の環境課題については、環境基本条例の基本理念を踏まえた実効性のある個別条例の制定により、行政の義務の履行確保機能を高め、迅速かつ積極的な対応を図ることとする。

### 2 土地の適切な管理に係る現状と課題

本市では、雑草繁茂等の管理不全の土地に対する相談・苦情が増加しており、今後も人口減少の進展による土地利用ニーズの低下、都市部への人口移動による土地所有意識の希薄化等により、管理不全の土地の増加が予想される。

#### (1) 土地を起因とした相談・苦情の増加

本市における市民からの土地の適切な管理に関する相談苦情件数は増加しており、そのほとんどが空き地に関してのものである。

ア 空き地に関する相談苦情件数（環境政策課対応）（単位：件）

| 年度    | 生活環境に関する<br>相談・苦情 | 左のうち土地の適切な管理に関する相談・苦情 |     |
|-------|-------------------|-----------------------|-----|
|       |                   |                       | 空き地 |
| R2年度  | 217               | 81（※H24年度比1.6倍）       | 75  |
| H24年度 | 179               | 50                    | —   |

イ 空き地の適切な管理に関する主な相談・苦情の内容

- ・隣地の草木が繁茂し敷地内に越境
- ・スズメ蜂の巣があり危険

#### (2) 現行法令等による行政としての対応の限界

現在、米子市環境保全条例第10条の規定に基づき行政指導を行っているものの、同条例が努力義務規定にとどまること、また、私有財産を起因とすることから行政としての対応に限界が生じている。

参考（抜粋：米子市環境保全条例（平成 17 年米子市条例第 96 号））

（土地等の管理）

第 10 条 土地等の占有者又は管理者は、その占有し、又は管理する土地等の清潔を保持し、雑草を除去し、植樹を促進する等適正な管理に努めなければならない。

### 3 空き地の適切な管理に係る具体的な対応

#### (1) 空き地の適切な管理を義務化した条例の制定

##### ア 条例の名称

米子市空き地の適切な管理に関する条例（仮称）

##### イ 主な制定内容

###### (ア) 目的

空き地の適切な管理、適切に管理されていない空き地に対する措置等のために必要な事項を定め、市民の安全かつ安心な生活環境の確保を図る。

###### (イ) 空き地の定義

現に建築物の敷地の用に供されていない宅地又は雑種地とする。

###### (ウ) 空き地の適切な管理の義務化

周辺の良い生活環境の形成及び保全に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理の義務化を図る。

###### (エ) 義務の履行確保措置

特定空き地（空き地のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態）については、義務の履行確保措置を行う。

⇒助言・指導、勧告、命令、公表、代執行

###### (オ) 施行日

公布日（令和 4 年 3 月）とする予定。

ただし、特定空き地における義務の履行確保措置に係る規定は、公布の日から 6 か月を経過した日とする。

#### (2) 空き地の適切な管理を促進するための施策

空家対策と連携し、管理不全の土地を抑制するための対策を導入する。

| 事業名                   | 概要                | 実施日         |
|-----------------------|-------------------|-------------|
| ①米子市空家・空地管理事業者登録・紹介制度 | 除草事業者の情報提供        | R3 年 9 月実施  |
| ②ふるさと納税制度             | 返礼品として「除草サービス」を提供 | R3 年 12 月予定 |
| ③空き地バンク               | 空き地の売買・賃貸に係る情報提供  | R3 年 12 月予定 |
| ④啓発チラシ                | 固定資産税納付書に啓発チラシを同封 | R4 年 5 月発送  |

### 4 今後のスケジュール（案）

令和 3 年 12 月 パブリックコメント実施

令和 4 年 1 月 パブリックコメント意見集約、市報による周知啓発（空き地の適切管理）

3 月 議案上程、公布（一部施行）

5 月 市報（条例の制定について）

10 月 条例施行 ※周知期間を経て施行